

令和 7 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 6 日

担当部・課：産業部ニホンジカ対策室〔内線 3560〕

① 件名

ツキノワグマ出没時対応マニュアルの作成について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

近年、ツキノワグマ等の大型獣が市街地や集落に出没する事例が全国的に発生し、住民の不安が続いている。

これまでの有害鳥獣捕獲制度等では、実施区域・期間の制限や手続き上の制約から、突発的な出没事案に迅速に対応することが困難であった。

令和 7 年 9 月、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする「緊急銃猟制度」が創設された。

【目的】

ツキノワグマ出没時対応マニュアルを作成し、ツキノワグマの目撃時及び出没時の対応等を定めるもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 391 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 4 月 18 日 鳥獣保護管理法の一部改正

9 月 1 日 鳥獣保護管理法の一部改正（緊急銃猟制度の施行）

9 月 30 日 宮城県環境生活部自然保護課より参考マニュアル（案）の提示

12 月 4 日 ツキノワグマ出没時の体制構築に関する庁内関係部局会議

⑤ 主な内容

【ツキノワグマ出没時対応マニュアルの概要】

背景・目的・定義

- (1) 目撃通報時の対応
- (2) 連絡体制
- (3) 役割分担
- (4) 緊急性の判断例
- (5) 緊急銃猟の流れ
- (6) 緊急銃猟時の体制
- (7) 現場における行動フロー
- (8) 緊急銃猟時の確認チェックリスト
- (9) 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

ツキノワグマが目撃された場合の初期段階における関係部課等の対応を定めることにより、未然に被害発生の防止を図ることができる。

また、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることができる。

【市財政への負担】

令和8年度事業費見込

・緊急銃猟に係る経費 3,059,000円（麻酔銃捕獲業務等、箱わな購入費、クマよけスプレー購入費等）

・財源（国2／4、県1／4、一般財源1／4）

※一般財源分は特別交付税の対象となる（8割）。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内35市町村のうちマニュアル作成済み3自治体（利府町、松島町、七ヶ宿町）

作成中13自治体、未作成等19自治体

※令和7年10月末現在、宮城県環境生活部自然保護課の情報

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 ツキノワグマ出没時対応マニュアル策定

⑨ その他

全国の緊急銃猟の実施状況 49件（うち宮城県1件：仙台市太白区）

※令和7年12月16日現在、環境省の情報